

第161回 定時株主総会 継続 会

開催ご通知

開催日時 2020年7月13日（月曜日）午前10時

開催場所 東京都中央区京橋二丁目1番3号
京橋トラストタワー4F
トラストシティ カンファレンス・京橋

本継続会につきましては、適切な新型コロナウイルス感染拡大防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。詳細は3頁をご参照ください。

目的事項 報告事項

1. 第161期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第161期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

ごあいさつ



代表取締役社長
井上 善雄

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
当社第161回定時株主総会継続会を7月13日（月曜日）に開催いたしますので、ここに開催ご通知をお届けいたします。
第161期の事業の概要につきご説明申し上げますので、ご覧くださいませようお願い申し上げます。

2020年7月

創業精神

誠実

社会貢献

開拓者精神

私たちは、社会的に存在価値のある企業として未来永劫存続し、成長し、発展することを基軸として、「誠実」「社会貢献」「開拓者精神」を至上の行動原理とすることを創業精神に定めております。

目次

ごあいさつ	1	提供書面	
第161回定時株主総会継続会開催ご通知	2	事業報告	4
本継続会における新型コロナウイルス感染拡大防止について	3	連結計算書類	20
		計算書類	22
		監査報告	24
		本継続会会場ご案内図	

第161回定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第161回定時株主総会継続会（以下「本継続会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。本継続会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力、当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。なお、本継続会は、2020年6月25日開催の第161回定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、第161回定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となりますことを申し添えます。

敬 具

記

1 日 時	2020年7月13日（月曜日）午前10時
2 場 所	東京都中央区京橋二丁目1番3号 京橋トラストタワー4F トラストシティ カンファレンス・京橋
3 目的事項	報告事項 1. 第161期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第161期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
4 インターネット開示に関する事項	本継続会開催ご通知に際して提供すべき書類のうち、①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要、②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、③連結計算書類の連結注記表、④計算書類の株主資本等変動計算書及び⑤計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（ https://www.tomoegawa.co.jp ）に掲載しておりますので、本開催ご通知の提供書面には記載しておりません。従って、本開催ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本継続会開催ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tomoegawa.co.jp>）に掲載させていただきます。
- 昨年より、株主総会へご出席の株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対応につきましては次頁をご参照ください。

<本継続会における新型コロナウイルス感染拡大防止について>

本継続会につきましては、以下のとおり適切な感染拡大防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。株主様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本継続会につきましては、株主様の健康状態にかかわらず、極力、当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。ご来場される株主様は、マスクの着用などご自身および周囲への感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

◎本継続会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。

◎座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

◎混雑緩和の観点から、ドリンクコーナーの設置は、今回は中止とさせていただきます。

◎会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。

◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため時間短縮に務めさせていただきます。株主様におかれましては、事前に開催通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

◎体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただくことがございます。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

◎本継続会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tomoegawa.co.jp>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度は、当期立ち上げ新製品の売上が大幅に伸長し業績に寄与したものの、既存製品の販売が年度を通じて低調に推移し、挽回を期した第4四半期（1月～3月）に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う中国製造拠点の操業一時停止や主要市場での行動制限やロックダウン等により、事業活動に制限を受け、大幅な減収減益となりました。

当社グループの事業ごとの状況については、市場縮小が進む既存製品を抱える機能紙事業では、積極的な拡販活動を展開するとともに、原価低減活動を強力に推進したことにより利益率の改善が進みました。一方、トナー事業においては、販売拠点における拡販活動に鋭意努め、販売数量は前年とほぼ同水準を維持したものの、市場全体に広がった価格競争の激化や為替レートが前年に比べ円高に推移したことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響もあり販売金額は減少しました。また、電子材料事業においても、半導体市況に回復の兆しが見られたものの、関連部材が使われる業界に感染症拡大影響が見られ受注回復までには至っておりません。

これらの結果、売上高は、前年と比べ2,444百万円減収の30,995百万円（7.3%減）となりました。

利益面では、全社を挙げたコスト削減施策や生産性向上に努めたものの、減収影響や前年の積極投資による固定費増加などもあり、営業損益は64百万円の損失（前年は672百万円の利益）となり、経常損益は146百万円の損失（前年は674百万円の利益）となりました。親会社株主に帰属する当期純損益は、これまで持分法適用関連会社であった昌栄印刷株式会社の株式を追加取得し、年度末に連結子会社化したことに伴う特別利益及び特別損失を計上したことなどにより510百万円（前年は2,032百万円の損失）となりました。

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

プラスチック材料 加工事業

売上高
18,922百万円
(前連結会計年度比8.3%減)

(プラスチック材料加工事業)

トナー事業においては、販売拠点における拡販活動に鋭意努め、販売数量は前年とほぼ同水準を維持したものの、市場全体に広がった価格競争の激化や為替レートが前年に比べ円高に推移したことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響もあり販売金額は減少しました。また、電子材料事業においても、半導体市況に回復の兆しが見られたものの、関連部材が使われる業界に感染症拡大影響が見られ受注回復までには至っておりません。

利益面では、コスト削減施策や生産性向上に努めたものの、減収影響や前年の積極投資による固定費増加などもありました。

この結果、売上高は18,922百万円(対前年比8.3%減)となり、セグメント(営業)利益は146百万円(対前年比86.4%減)となりました。

製紙・塗工紙 関連事業

売上高
11,970百万円
(前連結会計年度比6.0%減)

(製紙・塗工紙関連事業)

市場縮小が進む既存製品を抱える機能紙事業では、積極的な拡販活動を展開するとともに、原価低減活動を強力に推進したことにより利益率の改善が進みました。

この結果、売上高は11,970百万円(対前年比6.0%減)、セグメント(営業)損益は216百万円の損失(前年は468百万円の損失)となりました。

事業区別	売上高		セグメント利益
プラスチック材料加工事業	18,922百万円	61.1%	146百万円
製紙・塗工紙関連事業	11,970	38.6	△216
その他の事業	102	0.3	7
計	30,995	100.0	△62
消去又は全社	—	—	△2
連結	30,995	—	△64

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は1,469百万円となりました。

- ①当連結会計年度に完成した主要設備
該当事項はありません。
- ②当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。
- ③当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

3. 資金調達の状況

2019年10月には設備投資資金として取引銀行6行から総額2,000百万円、期間5年の借入を実行しました。

また、当社グループの所要資金の安定的かつ効率的な調達のため、取引銀行5行による総額5,000百万円のシンジケーション方式のコミットメントラインを設定しています。期間3年で、次回の期限は2020年9月25日です。このうち当連結会計年度末における借入実行残高は3,500百万円です。

4. 事業の譲渡、合併等企業再編行為等の状況

当社は、2020年3月30日付で、当社の持分法適用関連会社である昌栄印刷株式会社の株式を取得価額157百万円で追加取得し、これにより、当社グループにおける持分比率は40%以上となり、実質支配基準により同社を当連結会計年度末より当社の連結子会社といたしました。また、昌栄印刷株式会社の子会社である日本カード株式会社も、当連結会計年度末より当社の連結子会社といたしました。

5. 対処すべき課題

経済の先行きには常に不透明感がある中、当社グループは対処すべき主要課題を次のように捉え、重点的に取り組んでまいります。

(1) 中期経営計画の遂行

当社グループは、新製品創出加速や洋紙事業改革に代表される21項目の重点課題を設定し、それら課題解決策のPDCAを強力に進め、「成長軌道への回帰を盤石化」を主題とした2020年3月期から3ヶ年の第7次中期経営計画を推進してまいりました。

その後、1年が経過し、当社を取り巻く足元の環境を踏まえ、2025年3月期を最終年度とした修正第7次中期経営計画を新たに策定し、本年4月よりその達成に向けた取り組みを開始いたしました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症等、業績に大きく影響を及ぼす新たな要因が発生したことから、経営計画を見直す必要があると判断しましたので現在、その策定を進めております。

(2) ガバナンス体制の強化

当社グループは、創業精神に「誠実」「社会貢献」「開拓者精神」を掲げ、高い企業倫理のもとにグローバルな企業活動を行っております。引き続き内部統制システムの更なる洗練化に努めるとともに、経営の効率性、透明性及び公正性の確保と更なる充実を図り、もって企業活動を支えている全てのステークホルダーの利益を尊重し、持続的な成長を通じて企業価値を高め社会に貢献する会社を目指してまいります。

(3) 安全な職場環境の整備

当社グループは、従業員により働きやすい職場を提供するため、「安全は利益に優先する」をスローガンに、5Sの徹底、安全対策工事、災害情報共有、危険予知トレーニング、声かけ運動等の安全活動を推進しております。引き続き、労働災害の撲滅を目指し、安全な職場環境の整備に取り組んでまいります。

6. 財産及び損益の状況の推移

区分	第158期 (2017年3月期)	第159期 (2018年3月期)	第160期 (2019年3月期)	第161期 (2020年3月期)
売上高 (百万円)	32,379	34,647	33,439	30,995
経常利益 (△は損失) (百万円)	465	1,101	674	△146
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△は純損失) (百万円)	252	413	△2,032	510
1株当たり当期純利益 (△は純損失) (円)	4.96	40.53	△199.93	50.43
総資産 (百万円)	38,494	38,263	38,456	44,186

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
2. 在外子会社等の収益及び費用は、従来、決算日の直物為替相場により円貨に換算しておりましたが、第160期(2019年3月期)より期中平均為替相場により円貨に換算する方法に変更しており、第159期(2018年3月期)については遡及適用後の数値を記載しております。
3. 2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合をもって株式併合を行っております。第159期(2018年3月期)の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第160期(2019年3月期)の期首から適用しており、第159期(2018年3月期)の総資産の金額については、当該会計基準等を選べて適用した後の金額となっております。
5. 過年度決算に関し会計上の誤謬が判明したため、第161期(2020年3月期)において当該誤謬の訂正を行っております。第158期(2017年3月期)から第160期(2019年3月期)については、当該誤謬の訂正を反映した数値を記載しております。

7. 重要な子会社の状況

(2020年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	事業区分	主要な事業内容
TOMOEGAWA (U.S.A.) INC.	7百万米ドル	100.0%	プラスチック材料加工事業	電子写真用トナーの製造及び販売
TOMOEGAWA EUROPE B.V.	180千ユーロ	100.0%	プラスチック材料加工事業	電子写真用トナーの販売
TOMOEGAWA HONG KONG CO., LTD.	17百万香港ドル	73.8%	プラスチック材料加工事業	中国及び周辺地域への販売
巴川（広州）国際貿易有限公司	2百万人民元	73.8% [73.8%]	プラスチック材料加工事業	電子写真用トナーの販売
巴川影像科技（惠州）有限公司	74百万人民元	73.0% [73.0%]	プラスチック材料加工事業	電子写真用トナーの製造及び販売
日彩影像科技（九江）有限公司	31百万人民元	73.0% [73.0%]	プラスチック材料加工事業	電子写真用トナーの製造及び販売
TOMOEGAWA AURA INDIA PVT. LTD.	122百万ルピー	60.0%	製紙・塗工紙関連事業	紙の製造及び販売
巴川物流サービス(株)	22百万円	100.0%	その他の事業	運送及び物流管理
新巴川加工(株)	10百万円	100.0%	プラスチック材料加工事業 製紙・塗工紙関連事業	紙及びプラスチックフィルムの加工
三和紙工(株)	51百万円	100.0% [4.8%]	製紙・塗工紙関連事業	各種梱包資材等の製造及び販売
日本理化製紙(株)	100百万円	91.8% [18.5%]	製紙・塗工紙関連事業	紙の加工及び販売
日本カード(株)	100百万円	76.7% [66.8%]	セキュリティメディア事業	ポイントカード関連事業
昌栄印刷(株)	100百万円	40.0% [10.4%]	セキュリティメディア事業	有価証券・カード・帳票・磁気記録関連製品等の製造・加工・販売及び情報処理関連事業

(注) 1. 出資比率の []内の数値は間接出資比率であり、内数で示したものです。

2. 三和紙工(株)の出資比率は、2019年10月31日付で、95.2%から100.0%に変更となりました。

3. 日本理化製紙(株)の出資比率は、2019年5月30日付で、53.7%から76.4%に変更となり、更に、2020年3月30日付で、76.4%から91.8%に変更となりました。

4. 当社は、2020年3月30日付で、当社の持分法適用関連会社である昌栄印刷(株)の株式を取得価額157百万円で追加取得し、これにより、当社グループにおける持分比率は40%以上となり、実質支配基準により同社を当連結会計年度末より当社の連結子会社といたしました。また、昌栄印刷(株)の子会社である日本カード(株)も、当連結会計年度末より当社の連結子会社といたしました。

8. 主要な事業内容

当社グループは、複合機・プリンター用トナー、半導体用接着テープ、フラットパネルディスプレイ（FPD）向け光学フィルム、機能紙、塗工紙等の製造、加工及び販売を主な事業とし、その他これらに付帯する事業を行っております。

その主要製品・サービスは、次のとおりであります。

(2020年3月31日現在)

区分		主要製品・サービス	
セグメント	事業		
プラスチック材料加工事業	画像材料事業	複合機・プリンター用製品	複合機・プリンター用トナー
	テープ事業	半導体用接着テープ	リードフレーム固定テープ、チップアッセンブリテープ、接着・粘着用各種テープ等
	光学材料関連事業	FPD向け光学フィルム	ディスプレイ用光学フィルム、粘着フィルム及びその他機能性フィルム等
	精密加工事業	精密加工電子部品	気密封止パッケージ用リッド、静電チャック、光通信接続・配線用部材等
製紙・塗工紙関連事業	機能紙事業	複写・印刷用製品	超軽量印刷用紙、トレーシングペーパー等
		情報関連製品	統計カード用紙、通帳用紙、OCR用紙等
		電気絶縁材料	電気絶縁紙、超々高圧用複合絶縁材料
		加工用原紙	剥離紙用原紙、滅菌紙、重包装資材、含浸基紙等
	塗工紙事業	機能紙製品	特殊繊維シート、カラー出力プリンタ用紙、剥離紙、吸水紙等
		磁気関連製品	プリペイドカード、磁気乗車券等
	印刷・記録関連製品	感熱記録紙等	
新製品・新事業	異種素材繊維シート（銅繊維シート、ステンレス繊維シート等）、各種機能性シート、熱・電気・電磁波コントロール材料及び関連製品（iCas）		
セキュリティメディア事業	有価証券・カード・帳票・磁気記録関連製品、情報処理関連事業等		
その他の事業	物流サービス	運送、保管等	
	分析サービス	熱分析、電気物性評価、電磁波測定、形態観察、化学物構造解析等	
	不動産賃貸		

9. 主要な営業所及び工場

(2020年3月31日現在)

名称	所在地
当社本社	東京都中央区
当社静岡事業所	静岡県静岡市駿河区
当社清水事業所	静岡県静岡市清水区
当社大阪営業所	大阪府大阪市生野区
TOMOEGAWA (U.S.A.) INC.	Wheeling, Illinois U.S.A.
TOMOEGAWA EUROPE B.V.	Amstelveen, Netherlands
TOMOEGAWA HONG KONG CO.,LTD.	香港九龍市
巴川(広州)国際貿易有限公司	中国広東省広州市
巴川코리아株式会社	韓国富川市
台湾巴川股份有限公司	台湾高雄市
TOMOEGAWA CO MIDDLE EAST	Dubai, United Arab Emirates
巴川影像科技(惠州)有限公司	中国広東省惠州市
日彩影像科技(九江)有限公司	中国江西省九江市
TOMOEGAWA AURA INDIA PVT.LTD. 本社	Hyderabad, Telangana, India
TOMOEGAWA AURA INDIA PVT.LTD. 工場	Medak District, Telangana, India
三和紙工(株) 岡山工場	岡山県岡山市
三和紙工(株) 鹿島工場	茨城県潮来市
日本理化製紙(株) 草薙工場	静岡県静岡市清水区
日本カード(株) 本社	大阪府大阪市生野区
昌栄印刷(株) 本社	大阪府大阪市生野区
昌栄印刷(株) 大阪工場	大阪府大阪市生野区
昌栄印刷(株) 川崎工場	神奈川県川崎市宮前区

(注) 日本カード(株)本社は、2020年5月18日をもって大阪府大阪市生野区から同府同市都島区に移転しております。

10. 従業員の状況

(2020年3月31日現在)

事業区分	従業員数 (名)	前期比増減
プラスチック材料加工事業	760	31名減
製紙・塗工紙関連事業	360	19名増
セキュリティメディア事業	155	155名増
その他の事業	28	2名増
全社 (共通)	111	1名減
合計	1,414	144名増

(注) セキュリティメディア事業における従業員増加の要因は、当連結会計年度末より新たに昌栄印刷(株)及び日本カード(株)を連結子会社としたことによるものです。

11. 主要な借入先

(2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
(株)三井住友銀行	4,180
(株)三菱UFJ銀行	2,885
(株)静岡銀行	1,839
(株)清水銀行	1,067

12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2020年4月1日付で全社にカンパニー制を導入し、iCasカンパニー及びパウダーテクノロジーカンパニーを新設いたしました。

II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 20,000,000株
2. 発行済株式の総数 10,220,485株 (自己株式168,921株を除く)
3. 株主数 2,622名
4. 大株主

(2020年3月31日現在)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
凸版印刷(株)	1,139	11.1
栄紙業(株)	667	6.5
昌栄印刷(株)	500	4.8
鈴与(株)	498	4.8
三井化学(株)	487	4.7
三弘(株)	430	4.2
東紙業(株)	430	4.2
巴川製紙取引先持株会	412	4.0
(株)三井住友銀行	395	3.8
井上善雄	298	2.9

(注) 持株比率は、自己株式 (168,921株) を控除して計算しております。

III 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

(2020年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	井上善雄	CEO 昌栄印刷株式会社取締役会長 日本山村硝子株式会社社外取締役 学校法人城北学園理事長
取締役	三井清治	専務執行役員社長補佐 株式会社トッパンTOMOEGAWAオプティカルフィルム代表取締役社長
取締役	畑澤敏之	専務執行役員CMO営業本部長兼電子材料事業部管掌兼機能紙事業部管掌 三和紙工株式会社取締役会長 日本理化製紙株式会社取締役会長
取締役	井上雄介	常務執行役員CTO事業開発本部長 昌栄印刷株式会社取締役
取締役	林隆一	画像材料事業部管掌兼事業部開発管掌 学校法人芝浦工業大学教授
取締役	山口正明	昌栄印刷株式会社代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	小森哲郎	
取締役 (監査等委員)	鮫島正洋	弁護士法人内田・鮫島法律事務所代表パートナー 弁護士・弁理士
取締役 (監査等委員)	鈴木健一郎	鈴与株式会社代表取締役社長 エスエスケイフーズ株式会社代表取締役会長 鈴与ホールディングス株式会社代表取締役社長 株式会社エスパルス代表取締役会長 株式会社鈴与総合研究所代表取締役社長 清水食品株式会社代表取締役会長 鈴与商事株式会社取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)小森哲郎氏、鮫島正洋氏及び鈴木健一郎氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 取締役林隆一氏は、2019年6月26日まで、当社の社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ておりましたが、同日付で取締役画像材料事業部管掌兼事業部開発管掌に就任したことから、独立役員の指定を解除し、その旨届け出ております。
3. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会室を設置し、監査等委員会が同室に対する指揮命令権を行使して監査を実施する他、重要会議へと同室を出席させ情報収集に当たらせる等の体制をとっており、監査等委員会の監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

4. 代表取締役社長井上善雄氏は、2019年6月27日付で、株式会社スペースバリューホールディングス社外取締役を退任いたしました。
5. 取締役（監査等委員）小森哲郎氏は、2019年8月31日付で、ユニゾン・キャピタル株式会社マネジメント・アドバイザーを退任いたしました。
6. 取締役（監査等委員）鈴木健一郎氏は、2019年12月17日付で、清水食品株式会社代表取締役会長に就任いたしました。
7. 2020年4月1日付で、
 - (1) 取締役畑澤敏之氏は、専務執行役員CMO営業本部長兼電子材料事業部管掌兼機能紙事業部管掌を退任し、担当が相談役に変更となりました。
 - (2) 取締役三井清治氏は、専務執行役員社長補佐の担当を解かれております。
 - (3) iCasカンパニーが新たに設置され、取締役井上雄介氏は、担当が常務執行役員CTO iCasカンパニー長兼開発本部長に変更となりました。
 - (4) パウダーテクノロジーカンパニーが新たに設置され、取締役林隆一氏は、担当が常務執行役員パウダーテクノロジーカンパニー長に変更となりました。

<ご参考>前記以外の当社執行役員は次のとおりであります。

(2020年3月31日現在)

地位	氏名	担当
上席執行役員	作 本 征 則	CPO生産本部長
上席執行役員	古 谷 治 正	CSO兼CFO経営戦略本部長兼TTOF・TFC管掌
執行役員	岡 本 圭 介	画像材料事業部長兼営業本部副本部長画像材料担当
執行役員	中 川 誠	社長室長兼営業本部副本部長特命担当
執行役員	川 島 浩 志	生産本部副本部長

(注) 2020年4月1日付で、

- (1) 執行役員岡本圭介氏は、任期満了により執行役員を退任いたしました。
- (2) 執行役員中川誠氏は、任期満了により執行役員を退任いたしました。
- (3) 上席執行役員古谷治正氏が新たに常務執行役員に就任し、担当がCSO兼CFO経営戦略本部長兼TTOF管掌に変更となりました。
- (4) 中本亘氏（機能紙事業部長）が新たに執行役員に就任し、担当がiCasカンパニー機能紙事業部長に変更となりました。

2. 取締役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額	報酬等の種類別の総額			
			基本報酬	ストックオプション	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く)	7名	106百万円	74百万円	－	31百万円	※注1.2.3.
取締役 (監査等委員)	3名	21百万円	18百万円	－	2百万円	※注1.2.
計	－	127百万円	93百万円	－	34百万円	

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第157回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額140百万円以内、取締役（監査等委員）について年額50百万円以内と決議いただいております。
2. 退職慰労金の額には当事業年度の退職慰労引当金の繰入額を含んでおります。
3. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与を含む）は、取締役報酬とは別枠であり、支給総額は17百万円であります。

3. 取締役の報酬等の額の決定に関する方針

当社取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法は、監査等委員以外の取締役・監査等委員である取締役それぞれについて、報酬制度規程、退職慰労金規程等として定めております。

代表取締役、執行役員兼務取締役及び常勤取締役の基本報酬は、役位別に定める固定額の基本年俸と業績により配分する業績連動報酬、役位に応じた定額加算報酬からなります。その他の取締役の報酬は、規程に定められた固定額の基本年俸となり、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員の協議により定められた金額にて規程化し、運用しております。

固定額の基本年俸は、役位別にその役割と職責の重さによる基本年俸表が規程に定められており、毎年度、その役割と職責の重さを個人別に評価することによって決定します。

業績に係る報酬原資は、連結経常利益等の連結収益状況を総合的に勘案して決定します。またその配分は、取締役と執行役員兼務取締役に付与された役位別・業績評価別の配分表に基づいて分配します。

なお、連結経常利益等の連結収益が赤字になった場合、業績連動報酬は支給致しません。

代表取締役及び執行役員兼務取締役の退職慰労金は、退任時報酬月額、役位、在任年数によって算出される基準額に、就任時と退任時の株価、キャッシュフロー、担当事業の利益の変化を加味して決定しております。その他の取締役の退職慰労金は、退任時報酬月額、役位、在任年数によって算出される基準額に、就任時と退任時の株価とキャッシュフローの変化を加味して決定しております。

なお、2020年3月27日付取締役会決議により、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置し、同委員会が、取締役会から諮問を受けて、取締役及び執行役員兼務取締役の報酬について審議し、答申を行う体制といたしました。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社は、当社の社外役員全員との間で、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする内容の会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しております。

取締役林隆一氏は、2019年6月26日まで、当社の社外取締役であり、当社は、同日まで同氏と会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする内容の会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しておりました。

当社と取締役山口正明氏とは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする内容の会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しておりましたが、当社は、2020年3月30日付で、同氏が代表取締役社長（業務執行取締役）に就任している昌栄印刷株式会社の株式を追加取得し、当連結会計年度末より同社を当社の連結子会社としたため、当社と同氏との責任限定契約は失効しております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役（監査等委員）小森哲郎氏は、2019年8月31日まで、ユニゾン・キャピタル株式会社のマネジメント・アドバイザーを兼務しておりました。当社と同社との間には、人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

取締役（監査等委員）鮫島正洋氏は、弁護士法人内田・鮫島法律事務所の代表パートナー弁護士・弁理士を兼務しております。当社と同所の間では、当社の知的財産戦略に係る法的助言及び当社技術に関連する特許出願に関する法律事務委託取引を行っております。

取締役（監査等委員）鈴木健一郎氏は、鈴与株式会社の代表取締役社長を兼務しております。同社は当社の株式498,800株（4.8%）を保有する株主であり、同社への物流委託取引を行っております。

取締役（監査等委員）鈴木健一郎氏は、株式会社エスパルス代表取締役会長を兼務しております。当社と同社の間では、当社広告の同社のスタジアム内への掲出及び掲出に係る業務委託取引を行っております。

取締役（監査等委員）鈴木健一郎氏は、鈴与商事株式会社の取締役を兼務しております。当社と同社の間では当社製品の販売取引及び同社製品の仕入取引等を行っております。

取締役（監査等委員）鈴木健一郎氏は、エスエスケイフーズ株式会社の代表取締役会長、鈴与ホールディングス株式会社の代表取締役社長、株式会社鈴与総合研究所の代表取締役社長及び清水食品株式会社の代表取締役会長を兼務しております。当社と同4社の間には、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査等委員会への出席及び発言の状況

取締役（監査等委員）小森哲郎氏は、取締役会全14回中全回出席し、主に企業価値向上のための経営戦略立案に関して意見を述べるなど、豊富な経験と卓越した識見に基づき、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を行っております。監査等委員会においては、全18回中全回出席し、監査等委員会委員長として取締役の業務監査に関して適宜必要な発言を行っております。

取締役（監査等委員）鮫島正洋氏は、取締役会全14回中12回（85%）出席し、弁理士、弁護士としての専門的見地から、主に当社の知財戦略に関して意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を行っております。監査等委員会においては、全18回中17回（94%）出席し、主に法的側面から取締役の業務監査に関して適宜必要な発言を行っております。

取締役（監査等委員）鈴木健一郎氏は、取締役会全14回中12回（85%）出席し、大手物流企業グループの多数の業務執行取締役や社外取締役を歴任して得られた経営経験を活かし、多角的視点から取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を行っております。監査等委員会においては、全18回中13回（72%）出席し、取締役の業務監査に関して適宜必要な発言を行っております。

(4) 報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	ストックオプション	退職慰労金
社外役員	4名	23百万円	20百万円	-	3百万円

(注) 1. 退職慰労金の額には当事業年度の退職慰労引当金の繰入額を含んでおります。

2. 社外役員が当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等はございません。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(注)当社の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人は、2019年6月26日開催の第160回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

		有限責任 あずさ監査法人	EY新日本 有限責任監査法人
①	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円	5百万円
②	上記①のうち、当社が支払うべき額	45百万円	5百万円
③	上記②のうち、公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	45百万円	5百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査業務の報酬と金融商品取引法に基づく監査業務の報酬とを区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、経理部門及び会計監査人からの資料や報告を受け、当事業年度の監査計画及び監査時間・配員計画・報酬単価の適切性並びに報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は適切と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

当社の子会社であるTOMOEGAWA(U.S.A.) INC.他7社は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

5. 解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当するとき、あるいは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、監査等委員全員の同意に基づき当該会計監査人を解任いたします。

これに加え、監査等委員会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性や総合的な監査能力等を毎年評価、検証し、監査を遂行するに不十分であると判断した場合には、当該会計監査人の不再任を株主総会の目的とすることといたします。

VI 会社の体制及び方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中期的視点に立って着実に株主価値を向上させることを目標としており、株主に対する適正な利益還元を経営の最重要課題として位置づけ、配当につきましては、安定的な配当を継続実施していくことを基本方針としつつ、連結及び単体業績水準と、内部留保の確保や財務体質の強化等を総合的に勘案して、機動的に決定してまいります。

しかしながら、当期におきましては、業績を鑑みて、誠に遺憾ではございますが、期末配当金を無配とすることといたしました。

株主の皆様には深くお詫び申しあげるとともに、可能な限り早期に復配できるよう努めてまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

| 連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第161期 2020年3月31日現在
資産の部	
流動資産	21,267
現金及び預金	3,457
受取手形及び売掛金	7,529
製品	7,387
仕掛品	64
原材料及び貯蔵品	1,923
その他	927
貸倒引当金	△22
固定資産	22,919
有形固定資産	17,752
建物及び構築物	5,238
機械装置及び運搬具	4,356
土地	5,460
リース資産	937
建設仮勘定	617
植林木	652
その他	489
無形固定資産	554
のれん	65
ソフトウェア	320
その他	168
投資その他の資産	4,611
投資有価証券	4,127
破産更生債権	0
繰延税金資産	136
その他	406
貸倒引当金	△59
資産合計	44,186

科目	第161期 2020年3月31日現在
負債の部	
流動負債	20,281
支払手形及び買掛金	5,407
短期借入金	8,107
1年内返済予定の長期借入金	3,256
未払法人税等	189
賞与引当金	475
その他	2,844
固定負債	11,500
長期借入金	6,553
リース債務	810
繰延税金負債	622
退職給付に係る負債	3,043
役員退職慰労引当金	290
その他	179
負債合計	31,781
純資産の部	
株主資本	9,414
資本金	2,894
資本剰余金	2,690
利益剰余金	4,275
自己株式	△446
その他の包括利益累計額	△310
その他有価証券評価差額金	78
為替換算調整勘定	△380
退職給付に係る調整累計額	△7
非支配株主持分	3,300
純資産合計	12,404
負債純資産合計	44,186

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第161期
	2019年4月1日から 2020年3月31日まで
売上高	30,995
売上原価	25,836
売上総利益	5,158
販売費及び一般管理費	5,223
営業損失	△64
営業外収益	352
受取利息	3
受取配当金	57
持分法による投資利益	201
その他	89
営業外費用	433
支払利息	236
為替差損	82
金融手数料	13
その他	101
経常損失	△146
特別利益	1,682
固定資産売却益	39
投資有価証券売却益	348
ノウハウ譲渡益	196
負ののれん発生益	1,097
特別損失	319
固定資産除却損	30
段階取得に係る差損	139
減損損失	89
貸倒引当金繰入額	59
税金等調整前当期純利益	1,216
法人税、住民税及び事業税	216
法人税等調整額	407
法人税等合計	623
当期純利益	592
非支配株主に帰属する当期純利益	82
親会社株主に帰属する当期純利益	510

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第161期 2020年3月31日現在
資産の部	
流動資産	12,776
現金及び預金	1,403
受取手形	248
電子記録債権	738
売掛金	4,364
製品	4,356
原材料及び貯蔵品	844
前払費用	81
未収入金	280
関係会社短期貸付金	119
その他	341
貸倒引当金	△0
固定資産	14,342
有形固定資産	8,810
建物	3,327
構築物	162
機械及び装置	1,526
車両運搬具	3
工具、器具及び備品	309
土地	1,528
リース資産	765
建設仮勘定	535
植林木	652
無形固定資産	273
ソフトウェア	257
その他	16
投資その他の資産	5,257
投資有価証券	1,014
関係会社株式	3,763
関係会社長期貸付金	243
繰延税金資産	51
その他	185
資産合計	27,118

科目	第161期 2020年3月31日現在
負債の部	
流動負債	14,487
買掛金	3,874
短期借入金	6,005
1年内返済予定の長期借入金	2,239
リース債務	127
未払金	460
未払費用	1,453
未払法人税等	39
預り金	40
賞与引当金	198
その他	48
固定負債	7,940
長期借入金	4,869
リース債務	699
退職給付引当金	1,959
役員退職慰労引当金	219
その他	192
負債合計	22,427
純資産の部	
株主資本	4,637
資本金	2,894
資本剰余金	2,475
資本準備金	2,169
その他資本剰余金	305
利益剰余金	△444
その他利益剰余金	△444
固定資産圧縮積立金	553
別途積立金	3,146
繰越利益剰余金	△4,145
自己株式	△288
評価・換算差額等	53
その他有価証券評価差額金	53
純資産合計	4,691
負債純資産合計	27,118

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第161期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで
売上高	22,423
売上原価	19,511
売上総利益	2,912
販売費及び一般管理費	3,549
営業損失	△637
営業外収益	527
受取利息	8
受取配当金	425
その他	93
営業外費用	232
支払利息	146
為替差損	21
その他	64
経常損失	△342
特別利益	527
固定資産売却益	39
投資有価証券売却益	292
ノウハウ譲渡益	196
特別損失	405
固定資産除却損	6
減損損失	89
子会社株式評価減	309
税引前当期純損失	△220
法人税、住民税及び事業税	0
法人税等調整額	224
法人税等合計	224
当期純損失	△444

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月11日

株式会社巴川製紙所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 古山和則[®]公認会計士 梶原崇宏[®]

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社巴川製紙所の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社巴川製紙所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において、誤謬の訂正を行い、期首の純資産残高を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月11日

株式会社巴川製紙所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古山和則®指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梶原崇宏®

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社巴川製紙所の2019年4月1日から2020年3月31日までの第161期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第161期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月11日

株式会社巴川製紙所 監査等委員会

監査等委員 小 森 哲 郎 ㊞

監査等委員 鮫 島 正 洋 ㊞

監査等委員 鈴 木 健 一 郎 ㊞

(注) 監査等委員小森哲郎、鮫島正洋及び鈴木健一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	第161期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで
営業活動によるキャッシュ・フロー	△75
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,049
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,165
現金及び現金同等物に係る換算差額	△49
現金及び現金同等物の増加額	990
現金及び現金同等物の期首残高	2,398
現金及び現金同等物の期末残高	3,389

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

本継続会会場ご案内図

会場

京橋トラストタワー4F トラストシティ カンファレンス・京橋
 東京都中央区京橋二丁目1番3号 TEL (03) 3516-9600

交通

東京メトロ 銀座線 京橋駅	7番出口より徒歩1分
東京メトロ 銀座線・東西線/都営浅草線 日本橋駅	B3出口より徒歩5分
東京メトロ 有楽町線 銀座一丁目駅	7番出口より徒歩5分
J R 東京駅	八重洲南口より徒歩4分
都営浅草線 宝町駅	A5出口より徒歩4分



◎本継続会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により本継続会の運営を変更する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tomoe-gawa.co.jp>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

◎本開催ご通知は、当社製超軽量印刷用紙「トモエリバー」を使用しております。



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。